

公益財団法人八幡市公園施設事業団ホームページ（バナー広告）

公益財団法人八幡市公園施設事業団では、下記の有料広告を募集しています。お店や会社のPRなどに、ぜひご活用ください。

- 掲載場所：当事業団ホームページのトップページ
- 大 き さ：縦 45 ピクセル×横 165 ピクセルのバナー広告
- ファイル形式：GIF または JPEG（アニメーション不可）
- 掲 載 料：1 枠 月額 10,000 円(年間一括払いの場合は 96,000 円)
- 募 集 枠：10 枠

バナー広告掲載に関することは、下記までお問い合わせください。

ファクシミリでの申し込みは「掲載申込書」をダウンロードしご記入の上お申し込みください。

※掲載については、掲載条件に基づき内容等を審査のうえ決定させていただきます。
添付の掲載申込書及び掲載条件を御参照ください。

公益財団法人八幡市公園施設事業団だより掲載広告

- 発行体裁：A 3 版二つ折（4 ページ）
- 大 き さ：縦5センチ×横6センチ（モノクロ印刷）
- 掲 載 料：7,000 円
- 掲 載 月：3 月・9 月発行
- 発行部数：約 31,000 部（八幡市内全世帯および公共施設等）

公園施設事業団だより広告掲載に関することは、下記までお問い合わせください。

※掲載については、掲載条件に基づき内容等を審査のうえ決定させていただきます。

- 有料広告に関するお申込み・お問合せ先●

公益財団法人八幡市公園施設事業団
八幡市野尻正畑1 2 番地
TEL 075-981-6111/FAX 075-981-6820
(八幡市民体育館内)

公益財団法人 八幡市公園施設事業団ホームページ有料広告掲載申込書

年 月 日

公益財団法人 八幡市公園施設事業団
理事長 竹 延 信 三 様

所 在 地
事業所等名
代 表 者
担 当 者
連 絡 先

掲載希望月・期間	年 月 ~ 年 月 (年) (月)
リンク先URL	
広告の内容・事業所等の概要	※広告のデザイン案および事業所案内・パンフレット等で業種や業務内容がわかるものを添付してください。

公益財団法人 八幡市公園施設事業団ホームページ有料広告掲載条件

- 1 公益財団法人八幡市公園施設事業団（以下「事業団」という。）が管理、運営するホームページに掲載（以下「掲載」という。）できる有料広告は、次のいずれかに該当しないものとします。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種であるもの
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の適用を受ける業種であるもの
 - (3) 公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) その他掲載することが適当でないと理事長が認めるもの
- 2 広告を掲載できる場所、規格等については、事業団の定めた基準によるものとします。
- 3 掲載料金については、指定された期限内に納入してください。
- 4 掲載枠を超える申込みがあった場合、事業団の定めた優先順位により掲載を決定します。
- 5 広告の内容に関する責任は、掲載申込み者が負うものとします。
- 6 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 事業団の行政運営上支障があるとき
 - (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき
 - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき